

武蔵野都市計画特別用途地区特定土地利用地区の決定（武蔵野市決定）

武蔵野都市計画特別用途地区特定土地利用地区を次のように決定する。

| 種 類                 | 面 積      | 備 考  |
|---------------------|----------|--|
| 特定土地利用地区<br>(第1種文教) | 約 1.3ha  | 武蔵野市特定土地利用地区建築条例（平成25年条例第35号）<br><br>〔規制内容の概要〕<br>特定土地利用地区（第1種文教）<br>第一種低層住居専用地域に位置する大規模な学校において建物機能の維持及び保全を図るとともに、将来の土地利用の転換に備えるため、学校、図書館その他これらに類するもの以外の用途の建築物は、建ぺい率40%以下、容積率80%以下、敷地面積の最低限度120㎡とする。 |
| 特定土地利用地区<br>(第2種文教) | 約 31.5ha | 特定土地利用地区（第2種文教）<br>第一種中高層住居専用地域に位置する大規模な学校において建物機能の維持及び保全を図るとともに、将来の土地利用の転換に備えるため、学校、図書館その他これらに類するもの以外の用途の建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）欄に掲げる用途の建築物で3階以下とする。  |
| 特定土地利用地区<br>(医療拠点)  | 約 6.1ha  | 特定土地利用地区（医療拠点）<br>第一種中高層住居専用地域に位置する大規模な病院において建物機能の維持及び保全を図るとともに、将来の土地利用の転換に備えるため、診療所、病院等以外の用途の建築物は、建築基準法別表第2（い）欄に掲げる用途の建築物で3階以下とする。  |

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由： 地域における文教及び医療の拠点を維持し、及び保全し、将来の土地利用転換においては周辺市街地と調和するよう、適切な誘導を図るため、特定土地利用地区を決定する。

## 決 定 概 要

| 種類                  | 決定箇所                      | 面積      |
|---------------------|---------------------------|---------|
| 特定土地利用地区<br>(第1種文教) | 武蔵野市吉祥寺東町4丁目地内            | 約1.3ha  |
| 特定土地利用地区<br>(第2種文教) | 武蔵野市吉祥寺北町3丁目及び<br>境5丁目各地内 | 約31.5ha |
| 特定土地利用地区<br>(医療拠点)  | 武蔵野市境南町1丁目地内              | 約6.1ha  |